

—事件報道から学ぶ—

口座情報譲渡事件

今回は、今年2月21日に新聞報道された「口座情報譲渡事件」を取り上げます。  
小さな記事で見落としがちですが、次のようなものです。

「千葉県警松戸署は、自称松戸市栄町の無職、山口容疑者(49)を犯罪収益移転防止法違反の疑いで逮捕し、2月11日に千葉地検松戸支部に送検した。発表によると、山口容疑者は1月上旬ころ、報酬を条件に東京都内の氏名不詳者に自分名義の銀行のキャッシュカードと暗証番号などの情報を郵送して譲り渡した疑い。同署は、振り込め詐欺グループが山口容疑者の銀行口座を被害者からの振込先に使ったとみて調べている」

さて、この事件は「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反」であり、この法律にはいろいろな規定が設けられています。

この法律の趣旨を一言で言うと、「資金洗浄を防止する」ことです。資金洗浄については、皆さんも耳にしたことがあると思いますが、一般的に「マネー・ロンダリング」と呼ばれています。

なぜ、資金洗浄を防止しようとするかということ、犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為は極めて潜在性が高く、その解明には困難を伴います。そして、こうした行為を放置したままにすると、犯罪収益が将来の犯罪活動に充てられて犯罪組織の維持・強化に使用されるなど、犯罪組織がその資金源を元に合法的な経済に介入して悪影響を及ぼすことになるからです。

つまり、マネー・ロンダリングとは、違法な手段によって得た収益を正当な取引で得たように見せかけたり、口座を転々とさせたり、その収益でいったん金融商品や不動産、貴金属などを購入した後に、売却して再び金銭に替えたりするなど、お金の出所や流れを隠そうとすることです。テロ資金においても、同じように架空名義の口座を利用したり、正規の取引を装ったりして資金洗浄が行われていると言われていています。

ところで、新聞報道の事件ですが、容疑者は詐欺グループから報酬を受ける約束の下に、詐欺グループへ譲り渡す目的であるのにそれを隠し、銀行において自分の名義で預金口座を開いてキャッシュカードを受け取り、暗証番号とともにキャッシュカードを詐欺グループに譲り渡した疑いで逮捕されています。

警察では、詐欺グループが容疑者の開いた預金口座へ、振り込み詐欺の被害者からお金を振り込ませて、だまし取っていたとみて調べています。

銀行で新たに口座を開く際に、「ご本人であることを確認できる書類はありますか」と聞かれます。これは、申込人が他人の名を使用するか、架空の人物名義を利用していないかなどを確認し、間違いなく本人であることを確認するための「本人確認」という手続きです。個人の場合、本人確認書類は住所、氏名、生年月日の記載がある公的な書類が必要であり、運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、健康保険証などがこれに該当します。

なお、健康保険証のように「顔写真のない本人確認書類」の場合は、もう一つ別の本人確認書類の提示が必要となります。

留学生の皆さんに注意を呼び掛けたいのは、次の2点です。

一つは、「いいアルバイトがある。名前を貸してくれるだけでいい」「お金をたっぷり払う」「銀行に口座を開いてくれないか。高い値段で買い取る」などと持ち掛けられても、絶対に相手にしないことです。

簡単にお金が得られる仕事など、この世にありません。裏には、犯罪組織が潜んでいると思ってください。こうした誘いがあったときは、学校の生活指導担当の先生に連絡してください。

二つ目は、学校の卒業生や先輩、知人等から、「このキャッシュカードは使わなくなった。譲るから引き継いで使っていいよ」と言われても、他人名義のキャッシュカードや通帳を受け取ってはけません。

口座の譲渡は、犯罪になります。もし、使用の目的があって譲り受けた場合、譲り受けた側も犯罪になってしまいます。犯罪に巻き込まれないよう、注意が必要です。